

## 平成28年稲敷市農業委員会第1回総会

〔1月25日〕

- 
- 日程 1 会議録署名委員の指名について
  - 日程 2 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
  - 日程 3 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
  - 日程 4 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について
  - 日程 5 制限除外の農地の移動届出について
  - 日程 6 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について
  - 日程 7 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
  - 日程 8 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
  - 日程 9 現況証明願に対する証明書の交付について
  - 日程10 農地改良会議に対する同意について
  - 日程11 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程 1 会議録署名委員の指名について
- 日程 2 報告第1号
- 日程 3 報告第2号
- 日程 4 報告第3号
- 日程 5 議案第4号
- 日程 6 議案第1号
- 日程 7 議案第2号
- 日程 8 議案第3号
- 日程 9 議案第4号
- 日程10 議案第5号
- 日程11 議案第6号

---

### 出席委員

- |    |       |     |       |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 古澤真和君 | 17番 | 坂本富男君 |
| 2番 | 遠藤一行君 | 18番 | 濱田昭一君 |
| 3番 | 高須一郎君 | 19番 | 横田悌次君 |
| 4番 | 加納昭君  | 20番 | 宮本善助君 |
| 5番 | 根本脩君  | 21番 | 飯塚恒雄君 |

6番	小貫和子君	22番	篠崎惣壽君
7番	吉岡一仁君	23番	澤邊雅之君
8番	山本陽子君	24番	野口克行君
9番	松田守君	25番	篠崎文夫君
10番	村山文雄君	26番	山下恭一君
11番	関口邦子君	27番	飯沼喜見古君
12番	山口幸一君	28番	墳本典勇君
13番	森田康君	29番	松本文雄君
14番	木内昌秀君	30番	足立久美子君
15番	坂本雅美君	31番	黒田仁君
16番	宮本昇君	32番	川島昇君

---

## 欠席委員

---

## 出席説明委員

農業委員会事務局長	森川春樹
農業委員会事務局長補佐	飯島伸生
農業委員会事務局係長	油原雅人
農業委員会事務局主査	宮本昭

---

## ○会長（加納 昭君） 諸般の報告

- 1月 2日（土） 市長への新年のごあいさつ  
 於 稲敷市長 自宅  
 出席者 加納 昭会長、高須一郎会長職務代理  
 横田悌次委員、山口幸一委員  
 篠崎惣壽委員、森川春樹事務局長
- 1月 8日（金） 農業委員会稲敷郡協議会第1回会長・事務局長会議  
 9日（土） 於 つくば市 青木屋  
 出席者 加納 昭会長、森川春樹事務局長
- 1月20日（水） 茨城県農業会議常任議員会議及び知事との懇談会  
 於 水戸市 茨城県市町村会館  
 出席者 加納 昭会長、油原雅人係長

---

午後3時開会

○農業委員会事務局長（森川春樹君）それでは、ただいまから、平成28年1月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定によりまして、会長が議長となり議事進行いたしますのでよろしく願いをいたします。

○議長（加納 昭君）それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしく願いいたします。

本日の出席委員は、32名です。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

---

#### 日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君）最初に会議録署名人の指名を行います。お諮りいたします。会議録署名人の、指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君）異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、24番、野口克行委員、25番、篠崎文夫委員の両名を指名いたします。

---

#### 日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君）それでは審議に入ります。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）1ページをお開き願います。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番、駒塚字野添ほか1地区、田8筆、計10,930平方メートルでございますが、茨城県農林振興公社が行う農地中間管理機構特例事業により所有権移転を行うものです。

受理番号2番、橋向字橋向、田1筆、計262平方メートルでございますが、これも同

様に茨城県農林振興公社が行う農地中間管理機構特例事業により所有権移転を行うものです。よろしくご承認をお願いいたします。

受理番号3番，駒塚字清水田ほか1地区，田7筆，計7，612平方メートルでございますが，同じく茨城県農林振興公社が行う農地中間管理機構特例事業により所有権移転を行うものです。

受理番号4番，八千石字八千石，田4筆，計12，376平方メートルでございますが，これも同じく茨城県農林振興公社が行う農地中間管理機構特例事業により所有権移転を行うものです。

受理番号5番，八千石字八千石，田1筆，計3，107平方メートルでございますが，同じく茨城県農林振興公社が行う農地中間管理機構特例事業により所有権移転を行うものです。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これは，報告事項でございますので，ご承認のほどよろしくお願いいたします。

---

### 日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出 について

○議長（加納 昭君）続きまして，報告第2号，「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）2ページをお開き願います。

報告第2号，「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番から受理番号4番までを一括してご報告いたします。2ページから3ページになります。

本届出は，被相続人の死亡により，それぞれの取得日において相続により農地を取得したものであります。権利の取得者は，いずれも自作地として耕作をしており，農業委員会による，あっせん等の希望は，ないものであります。内容の詳細につきましては，それぞれ議案書に記載のとおりでございます。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これは，また，報告事項でございますので，ご承認のほどよろしくお願いいたします。

---

### 日程 4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第3号、「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）

報告第3号、「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について」でございます。

受理番号1番、羽賀字中ノ台、田1筆、1,243平方メートルでございますが、双方の都合により合意解約するものです。

受理番号2番、稲波字北区、田3筆、13,298平方メートルでございますが、双方の都合により合意解約するものです。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これは、また、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

---

#### 日程 5 報告第4号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第4号「制限除外の農地の移動届出について」を議題といたします。事務局より報告願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）5ページをお開き願います。

報告第4号「制限除外の農地の移動届出について」でございます。

受理番号1番、市崎字沼田、畑1筆、75平方メートルについてでございますが、申請人が農作業所として使用するため届出があったもので農地法施行規則第32条第1号に基づくものでございます。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これは、また、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

---

#### 日程 6 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局の説明を、お願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）6ページをお開き願います。

議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございます。売買による所有権移転6件、贈与による所有権移転1件、合計7件でございます。

受理番号1番、橋向字橋向ほか1地区、田4筆、5,565平方メートル、

受理番号2番、橋向字橋向、田4筆、7,945平方メートル、

受理番号3番、南太田字南、田1筆、2,658平方メートル

受理番号4番、三次字三次ほか1地区、田5筆、9,299平方メートルについてでございますが、それぞれ農地中間管理機構が行う特例事業により受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。受人の経営状況については別紙審査表のとおりでございます。

7ページをお開き願います。

受理番号6番、甘田字東、田1筆、2,830平方メートル、

受理番号7番、甘田字東、田1筆、333平方メートルについてでございますが、それぞれ受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

受理番号8番、市崎字上荒田、田1筆、416平方メートルについてでございますが、受人が経営規模拡大のため譲り受けるものでございます。

以上8件の調査の結果は、全て報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。以上で議案第1号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。なお、受理番号1番から4番は、農林振興公社の案件ですので調査報告は省略をいたします。受理番号5番は、議案取り下げであります。受理番号6番から8番までについて、森田委員より報告をお願いいたします。

○13番（森田 康君）13番、森田です。受理番号6番、7番につきまして報告いたします。1月21日に飯塚委員と受人の調査し、申請内容に間違いことを確認いたしました。受人は、主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業の従事日数は、250日であります。経営面積は913アール。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。つづけて、

受理番号8番につきまして報告いたします。1月21日に飯塚委員と受人の調査し、申請内容に間違いことを確認いたしました。受人は、主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機3台を所有しております。農作業の従事日数は、300日であります。経営面積は1367アールであります。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。  
これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

## 日程 7 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議題といたします。事務局の説明を、お願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）8ページをお開き願います。

議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、四ツ谷字堤外、畑1筆、285平方メートルについてでございますが、申請人が太陽光発電事業施設用地に転用するものでございます。申請地は非線引き区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号2番、四ツ谷字上耕地、畑2筆、155平方メートルについてですが、申請人が太陽光発電事業施設用地に転用するものでございます。申請地は全体計画479平方メートルのうち155平方メートルが農地であり、非線引き区域、農振農用地区域外、土地改良区域外で、農地区分は第1種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。以上で、議案第2号の説明をおわります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番から2番について、木内委員より報告をお願いいたします。

○14番（木内昌秀君）14番、木内です。受理番号1番、2番について、さる21日、飯塚委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく、太陽光発電事業施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題はありませでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を

認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい，それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第2号，「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は，申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は，申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

---

## 日程 8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして，議案第3号，「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」受理番号1番を議題といたします。なお，議事参与の制限規定に遠藤一行委員該当しますので2番遠藤一行委員の退席を求めます。

〔遠藤一行委員退室〕

○議長（加納 昭君）事務局の説明をお願いします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）9ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、中山字中山、畑1筆、786平方メートルについてでございますが、申請人が工場及び駐車場用地に転用するものでございます。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第1種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。以上で議案第3号受理番号1番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい，ただいま事務局の説明でございましたが，調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号2番について、山口委員より報告をお願いします。

○12番（山口幸一君）12番，山口です。受理番号1番について，さる21日，吉岡委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく，工場，駐車場用地として利用するものであり，周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませでした。以上のことから報告書のとおりで，農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議のほどお願いいたします。



○議長（加納 昭君） はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」受理番号1番を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君） 審査が終了しましたので、2番、遠藤一行委員の入室を許可いたします。

〔遠藤一行委員入室〕

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」受理番号2番を議題といたします。なお、議事参与の制限規定に篠崎惣壽員該当しますので2番篠崎惣壽委員の退席を求めます。

〔篠崎惣壽委員退室〕

○議長（加納 昭君） 事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）

受理番号2番、高田字大狭間ほか1地区、田1筆、畑9筆、7,612平方メートルについてでございますが、申請人が太陽光発電事業施設用地に転用するものでございます。申請地は、全体計画13,448平方メートルのうち7,612平方メートルが農地で、市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。以上で議案第3号受理番号2番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

○27番（飯沼喜見古君） 27番、飯沼です。受理番号2番について、さる21日、松本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく、太陽光発電事業施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長(加納 昭君) はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。  
これより議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」受理番号2番を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(加納 昭君) 賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

○議長(加納 昭君) 審査が終了しましたので、22番、篠崎惣壽委員の入室を許可いたします。

〔篠崎惣壽委員入室〕

○議長(加納 昭君) 続きまして、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」受理番号3番を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長(油原雅人君) 10ページをお開き願います。

受理番号3番、犬塚字荒野原、畑2筆、1,914.93平方メートルについてですが、申請人が一時的に進入路用地に転用するものでございます。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外で、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長(加納 昭君) はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号3番について、山下委員より報告をお願いします。

○26番(山下恭一君) 26番、山下です。受理番号3番について、さる21日、横田委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく、一時的に進入路用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。以上です。

○議長(加納 昭君) はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

○4番(村山文雄君) 4番、村山です。農地法上は問題ないと思うのだが、このゲーテハウスはどういう事業をするのか聞きたいのだが

○農業委員会事務局係長(油原雅人君) 以前、去年の今頃だと思いましたが、東京エンタープライズが盛土をする一時転用の案件があったと思いますが、その盛土の事業が東京エンタープライズからゲーテハウスに承継になったことで、それに伴もなって、こちらの進入

路も新たに許可申請になりました。こちらの箇所については盛土の進入路になっています。以上です。

○4番（村山文雄君）わかりました。

○議長（加納 昭君）はい、ほかに質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」受理番号3番を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

---

#### 日程 9 議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第4号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本主査

○農業委員会事務局主査（宮本 昭君）11ページをお開き願います。

議案第4号、「現況証明願に対する証明書の交付について」非農地証明書の交付2件でございます。

受理番号1番、浮島字勝木、畑1筆、668平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より物置として利用されております。撮影年月日、平成6年11月4日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号2番、町田字坂ノ下、畑1筆、357平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より宅地敷地として利用されております。撮影年月日、平成6年11月4日の空中写真証明書と始末書が提出されております。以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、小貫委員より報告をお願いいたします。

○6番（小貫和子君）6番、小貫です。受理番号1番について、さる21日、宮本委員、高須委員と、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明のとおりで間違いはなく20年以上前から物置として利用されており、国土地

理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） はい、次に受理番号2番について、森田委員より報告をお願いいたします。

○13番（森田 康君） 13番、森田です。受理番号2番につきまして、さる21日、飯塚委員、木内委員、事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明のとおりで間違いはなく20年以上前から宅地敷地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認しました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断をいたしました。よろしく審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） これで調査員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより、議案第3号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。本案は、申請のとおり、証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は、申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

---

## 日程10 議案第5号 農地改良協議に対する同意について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第5号、「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

宮本主査

○農業委員会事務局主査（宮本 昭君） 12ページをお開き願います。

議案第5号「農地改良協議に対する同意について」でございます。

平成27年12月28日受理、中山字堂前、畑1筆、1,101平方メートルのうち490平方メートルについて、畑の嵩上げの為の農地改良協議でございます。業者に搬入を依頼し、220立方メートルの土で申請地を30センチメートルから60センチメートル埋め立てる計画でございます。以上で議案第5号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、これで事務局の説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第5号、「農地改良協議に対する同意について」を採決します。

本案は、申請のとおり同意することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請のとおり同意することに決定いたしました。

---

日程11 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について  
(利用権設定)

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君）よろしくお願いします。

13ページをお開きください。

議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」です。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定です。

今回は、新規設定が、15件、90筆、168,744平方メートルについての利用権設定です。

受理番号1番、鳩崎字余郷入、田1筆、5,985平方メートル、新規設定で、利用目的が水稲、期間が6年、小作料は10アール当たり16,700円、設定を受ける者は、経営面積259アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、300日の認定農業者です。

受理番号2番、角崎字池の下ほか1地区、田3筆、7,332平方メートル、

受理番号3番、角崎字角崎、田1筆、6,669平方メートル、いずれの2件は、新規設定で、利用目的が水稲、期間が9年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積523アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数180日の認定農業者です。

受理番号4番、下太田字池ほか3地区、田6筆、12,721平方メートル、

受理番号5番、下太田字池ほか2地区、田4筆、9,303平方メートル、

受理番号6番、柴崎字寺地下ほか4地区、田9筆、31,684平方メートル、

受理番号7番、太田字京塚ほか2地区、田4筆、9,762平方メートル、

受理番号8番、太田字京塚ほか5地区、田14筆、23,749平方メートル、

受理番号9番、伊崎字伊崎、田3筆、13,818平方メートル、いずれの6件は、新規設定で、利用目的が水稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、1.5俵、設定を受ける者は、経営面積416アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数200日の認定農業者です。

受理番号10番、佐原下手字下手、田15筆、畑3筆、計18筆、13,593平方メ

一トル、新規設定で、利用目的が水稲、期間が6年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積850アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数250日の認定農業者です。

受理番号11番、伊佐津字富士台、畑1筆、636平方メートル、小作料は10アール当たり9,434円、

受理番号12番、伊佐津字富士台、畑2筆、1,270平方メートル、小作料は10アール当たり10,000円、いずれの2件は、新規設定で、利用目的が野菜、期間は10年です。設定を受ける者は、経営面積135アールの水稲、野菜を作付けする農家で、農作業従事日数250日の認定農業者です。

受理番号13番、上根本字蓮和田ほか3地区、田10筆、33,670平方メートル、新規設定で、利用目的が水稲、期間が3年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積68アールの水稲、野菜を作付けする農業生産法人です。なお、農業生産法人となる要件は満たしております。

受理番号14番、桑山字境町ほか1地区、田7筆、9,985平方メートル、

受理番号15番、桑山字三反町ほか2地区、田7筆、16,567平方メートル、いずれの2件は、新規設定で、利用目的が水稲、小作料は10アール当たり3俵、期間は10年、設定を受ける者は、経営面積1,609アールの水稲、麦、大豆を作付けする農家で、農作業従事日数250日の認定農業者です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議を、お願いいたします。説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

---

○議長（加納 昭君）以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

